

## 原 著

## 受動喫煙規制に関する新聞記事の内容分析

マチダ ナガコ 町田夏雅子\*  
 オクハラ ツヨシ 奥原 剛\*  
 イシカワ 石川ひろの\*  
 キウチ タカヒロ 木内 貴弘\*  
 オカダ 岡田 昌史\*  
 マサフミ 加藤 美生\*

**目的** 東京五輪開催決定後、国内外で受動喫煙規制強化を求める声が増え厚生労働省が対策強化に取り組んでいる。本研究では受動喫煙規制に関する新聞報道の現状と傾向を内容分析により明らかにし、行政側の報告書との比較から課題を示すことを目的とした。

**方法** 分析対象は全国普及率が上位の3紙（朝日・読売・毎日）の2013年9月7日から2017年3月31日までに発行された東京本社版の朝刊と夕刊で、キーワードとして「受動喫煙・全面禁煙・屋内喫煙・屋内禁煙・建物内禁煙・敷地内禁煙」を見出し本文に含む記事のうち、投稿記事および受動喫煙規制に関係のない記事を除いた182記事である。規制に対する肯定的記載および否定的記載に分けた全37のコーディング項目を作成した。また行政側が発表した内容を記事が反映しているかを考察するため、平成28年8月に厚生労働省が改訂発表した喫煙の健康影響に関する検討会報告書（たばこ白書）より受動喫煙に関する記載を抜き出し、コーディング項目に組み入れた。

**結果** コーディングの結果、記事数の内訳はそれぞれ肯定的107、否定的7、両論併記50、その他18であった。両論併記のうち否定意見への反論を含むものが14記事（28%）であり、反論の内容は主に「屋内禁煙による経済的悪影響はない」、「分煙では受動喫煙防止の効果はない」という記載であり、いずれもたばこ白書に明示されている内容であった。

**結論** 受動喫煙規制に関する新聞記事は、規制に肯定的な内容の一面提示が最も多く、最も読み手への説得力が高いとされる否定意見への反論を含む両論併記の記事は少数であったが、社説においては両論併記の記事が一定数認められた。もし新聞が受動喫煙規制に対して賛成なり反対なり何らかの立場を持つのであれば、記者の意見を述べる社説において、反対意見への反論を含む両論併記を行えば、社説の影響力が高まるかもしれない。また、報道が不十分と考えられるトピックも見られ、受動喫煙規制に関する新聞報道の課題が示唆された。

**Key words** : 受動喫煙規制, 新聞報道, 内容分析

日本公衆衛生雑誌 2018; 65(11): 637-645. doi:10.11236/jph.65.11\_637

## I 緒 言

## 1. 受動喫煙による健康影響

受動喫煙とは健康増進法第25条にて「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること」と定義されており、能動喫煙と同様、その健康への悪影響が科学的に明らかにされている。受動喫煙と具体的な疾患との関連は、肺がん、

虚血性心疾患および脳卒中、乳幼児突然死症候群について国際的な評価において因果関係を推定するのに十分であると判定されている<sup>1)</sup>。また受動喫煙に起因する年間死亡数は世界で約60万人と報告され、日本人の年間死亡数は約1万5千人（肺がん、虚血性心疾患、および脳卒中による死亡）と推計されており、受動喫煙による健康への悪影響をなくし、国民の健康を保護するため受動喫煙防止対策は推進されるべきである。

## 2. 日本の受動喫煙対策の現状

わが国では健康増進法および労働安全衛生法により、多数の者が利用する施設の管理者や事業者は受動喫煙を防止するための措置を講じるよう努めるこ

\* 東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻医療コミュニケーション学分野  
 責任著者連絡先：〒113-0033 文京区本郷7-3-1  
 東京大学大学院医学系研究科公共健康医学専攻医療コミュニケーション学分野 奥原 剛

ととされているが、あくまでも努力義務にとどまる。学校や病院、官公庁などの禁煙化が進んできたが、喫煙室を設置してもたばこの煙の漏れを防止できないことや、喫煙可能な店で接客をする従業員の受動喫煙問題は残る。また施設や職場における受動喫煙の状況は改善傾向にあっても、依然として3割を超える非喫煙者が過去1か月間に飲食店や職場で受動喫煙に遭遇し、行政機関や医療機関において受動喫煙に遭遇する者も一定程度存在する等<sup>2)</sup>、わが国における受動喫煙対策は十分とは言えない状況にある。

加えてわが国は2020年に東京オリンピック・パラリンピック開催を控えており、これはスポーツを通じて健康増進に取り組む契機になるものである。世界保健機関（WHO）と国際オリンピック委員会（IOC）は、「たばこのないオリンピック」を共同で推進することとしており、日本を除く近年のオリンピック開催地および開催予定地は、2008年の北京から2018年開催の平昌（韓国）まですべて罰則を伴う法規制を実施している<sup>3)</sup>。

現在、日本国内で罰則付きの受動喫煙防止条例が制定されているのは神奈川県と兵庫県だけである。国際的には2014年までに49か国で屋内を全面禁煙とする罰則のある法規制が施行されており、WHOは日本の受動喫煙対策を世界最低レベルと評している。

### 3. 新聞報道の影響

マスメディアはどのような話題や問題を取り上げ、どのくらい報道するかによって人々のその話題についての認識に影響を及ぼす議題設定効果（agenda setting effect）をもつとされる<sup>4)</sup>。マスメディアとして新聞やテレビが挙げられるが、本研究は次の理由から新聞報道を対象とした。まず、日本の新聞の発行部数の多さは世界的にも群を抜いている。全国紙は、読売新聞が約900万部<sup>5)</sup>、朝日新聞が約660万部<sup>6)</sup>、毎日新聞が約310万部<sup>7)</sup>の発行部数となっており、読売新聞が世界一の部数を誇り、朝日新聞が二位に続くことから日本の新聞の購買数の多さが伺える。次に、2015年に総務省が実施した調査によると、新聞およびニュースサイトなどからテキストでニュースを得る手段について、紙媒体の新聞の割合が61.5%と最も多い<sup>8)</sup>。また全年代で見た各メディアの信頼度は、新聞が68.6%と最も高く、次いで62.7%のテレビ、29.7%のインターネットが続く形であった<sup>8)</sup>。新聞は世の中の動きについて信頼できる情報が得られるという観点で、世代を問わず高く評価され、読者の認識形成に大きな役割を果たすと考えられる。テレビもまた視聴者へ与える影響が大きい媒体であると考えられるが、テレビ

報道の内容は新聞記事が元となることや、類似していることが多い<sup>9,10)</sup>。そのため新聞記事からデータ収集することが妥当であると考えた。

### 4. メッセージの説得力に関する先行研究

主張を伝える際に説得力を高める有効な方法として、エビデンスの提供が挙げられる<sup>11)</sup>。エビデンスは、統計的なエビデンスと、ナラティブなエビデンスに大別される<sup>12)</sup>。統計的なエビデンスとは統計データによる根拠であり、ナラティブなエビデンスとは個人の語るストーリーなどである<sup>12)</sup>。統計的またはナラティブなエビデンスを伴うメッセージは、エビデンスの伴わないメッセージよりも、受け手の信念や態度の変化に与える影響が大きいことが示されている<sup>11,13)</sup>。新聞記事においても同様にエビデンスの説得効果が生じると考えられる。

また、記事の提示方法の種類は一面提示と両論併記がある。一面提示は肯定意見もしくは否定意見のみで、主張する意見の欠点には触れない提示であり、両論併記は肯定意見と否定意見の両方を明記する方法である<sup>11)</sup>。反対意見への反論を含む両論併記は一面提示よりも読み手の態度に影響を与え、反論を含まない両論併記は一面提示よりもその効果が少ないことが示されている<sup>14)</sup>。

### 5. たばこ規制の報道に関する先行研究

たばこ規制に関する米ミズーリ州の新聞報道の内容分析では、禁煙法令がある町ではたばこ規制に関する内容が増え、法令がない町では少ない等、メディア報道と禁煙政策のつながりが示唆された<sup>15)</sup>。2008年～2011年の中国のたばこに関する新聞記事を対象とした内容分析では、たばこ規制に肯定的な出来事の報道が多いが、主張は中立の立場の内容が多い傾向が明らかとなっている<sup>16)</sup>。

近年のオリンピック開催地および開催予定地は罰則を伴う受動喫煙規制法を施行しているが、オリンピック開催決定に伴う受動喫煙規制に関する報道内容を分析した研究はなく、日本でも実施されていない。

### 6. 本研究の目的

本研究では、日本における受動喫煙規制に関する新聞報道の現状と傾向を内容分析により明らかにし、行政側の報告書との比較から行政側が伝えたいことをマスメディアが反映しているかを考察し、課題を示すことを目的とした。

研究を実施するにあたり、下記に示す4つのリサーチクエスチョンを設定した。

- ① 受動喫煙規制に肯定的な記載と否定的な記載の具体的な内容はどのようなものか。
- ② 受動喫煙規制に関する新聞のうち、規制に対

して肯定的・否定的・両論併記の記事数はどのような割合になっているか。

- ③ 両論併記の記事のうち否定意見への反論を含む記事はどれくらいあり、またどのような反論をしているか。
- ④ 厚生労働省が発表した内容を新聞記事は反映しているか。また反映されているのはどのような内容か。

なお、記載、記事、意見という3つの用語について本研究では以下に示す意味をもって使い分ける。記載：新聞記事に書かれている内容、記事：新聞記事のこと、意見：主張する者が持つ考え。

## II 研究方法

### 1. 記事の検索方法

分析対象としたのは、普及率が上位の三紙（朝日新聞、読売新聞、毎日新聞）の東京本社版・朝刊および夕刊である。分析対象期間は東京五輪開催決定日である2013年9月7日から2017年3月31日までとした。これは東京五輪開催決定後、国内外で受動喫煙規制強化を求める声が増え、厚労省が対策強化に取り組み始めたことで受動喫煙規制に関する新聞報道が増えたと考えられるからである。

新聞各紙のデータベースから、キーワードとして「受動喫煙」、「全面禁煙」、「屋内禁煙」、「屋内喫煙」、「建物内禁煙」、「敷地内禁煙」を見出し・本文に含む記事を抽出し、投稿記事・主内容がたばこではない記事および受動喫煙規制に関係のない記事は除外した。条件を満たす記事数は朝日新聞65本、読売新聞49本、毎日新聞68本の計182本であった。

### 2. 分析方法

#### 1) コーディング項目の作成

設定した4つのリサーチクエスションに基づき、肯定的記載、否定的記載のそれぞれの内容が明らかとなるようコーディング項目を作成した。全対象記事に含まれている内容を分解し、コーディング項目として列記していき、すでに挙げられた項目と異なる記載があれば項目を付け足していった。リサーチクエスション④に関して厚生労働省が発表した内容を記事が反映しているかを考察するため、同省のたばこに関する報道発表資料の内容を参考に、コーディング項目を作成した。近年の報道発表資料では2016年8月31日に同省が改訂発表した「喫煙の健康影響に関する検討会報告書（以下、たばこ白書）」と2016年10月12日に発表された「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」があり、これらの内容を検討した結果、たばこ白書の内容を基に、受動喫煙に関する記載を抜き出してコーディング項目に

組み入れた。作成したコーディング項目全体について、関連研究者と議論し修正を行った。最終的に、受動喫煙規制に対する肯定的記載および否定的記載のカテゴリーにおいて、それぞれ①事実の報道、②科学的根拠、③意見の主張者、④主張の内容からなる全37個のコーディング項目を作成した。ただし、たばこ白書の内容から抜き出した「受動喫煙者の割合」は肯定的記載でも否定的記載でもないコーディング項目として独立させた。あわせて新聞社名、発行年月日、文字数、掲載された新聞面も記録することとした。

#### 2) コーディング

それぞれのコーディング項目に該当する内容の記述があれば1、なければ0としてMicrosoft Excelで作成したコーディングシートに記載した。記事の内容は「誰が何をした」という事実の報道が多く、またコーディング作業も記述があるかないかという客観的な事実を判定していくものであるため、コーディングする者が禁煙に賛成であるか反対であるかという個人の信念がコーディング結果を左右する可能性は低いと考えた。しかし著者である第一コーダーの禁煙推進の視点がコーディング作業に影響を与える可能性も皆無ではない。そのため、コーディングの客観性、信頼性を担保するためコーディングマニュアルを作成した。加えて、コーディングマニュアルに基づき共同研究者ではない者を第二コーダーとしてトレーニングしてコーディングの一致を検討した。この第二コーダーは看護系の大学院生であったが、禁煙推進に関し著者ほどの明確な信念は持っていないとのことであった。全記事182本のうち約4分の1に相当する50本をランダム抽出し、この50本について2人のコーダーが独立にコーディングを行うダブルコーディングを実施した。著者である第一コーダーが作成したコーディングマニュアルに基づいて、第二コーダーに対する3時間のトレーニングと打ち合わせを行った。ダブルコーディングを行った記事について、カッパ係数を算出してコーディングの一致を見たところ、 $\kappa=0.916$ であり、十分な一致が得られたと考えられる。また、第一コーダーと第二コーダーが実施したコーディング結果に系統的な相違点は認められなかったことから、その後の分析には、第一コーダーのコーディング結果を用いた。

#### 3) 分析

まず分析対象とした期間における記事数の推移、コーディング項目ごとの記述統計を示した。コーディング項目のうち、肯定的記載の主張の内容と否定的記載の主張の内容（その他）に関しては、記載

のあり・なしだけでなくその内容も示した。

コーディングの結果、肯定的記載のみだった記事を肯定的記事、否定的記載のみだった記事を否定的記事、両方の記載があった記事を両論併記の記事、どちらの記載もなかった記事をその他として、第一コーダーが分類して計上した。また、両論併記のうち、否定意見への反論を含む記事数とその反論の内容を計上した。

### 3. 倫理的配慮

本研究は新聞記事の記述内容を分析対象としており、人を対象とした倫理指針に基づく倫理的配慮を要する研究には該当しない。

## Ⅲ 研究結果

### 1. 分析対象記事の概要

分析対象とした182本の概要を表1に示した。記事1本あたりの文字数は平均で817文字、最短は92文字、最長は3,737文字であった。掲載された新聞面に関しては、社会面(28.0%)が最も多く、総合面(20.9%)、政治面(7.7%)がそれに続く形となった。

### 2. 記事数の推移

図1は分析対象記事数の時系列推移を示している。記事数の推移としては、2013年9月～12月：6件、2014年1月～4月：9件、2014年5月～8月：8件、2014年9月～12月：7件、2015年1月～4月：3件、2015年5月～8月：15件、2015年9月～12月：6件、2016年1月～4月：8件、2016年5月～8月：16件、2016年9月～12月：31件、2017年1月～3月：73件であった。2016年9月以降受動喫煙規制に関する記事が増え、2017年以降はさらにその倍以上増加していた。2015年5月末に東京都が条例化を先

送りしたことで関連する記事が増えた傾向があった。また2016年8月31日に厚生労働省がたばこ白書を改訂発表し、10月12日に「受動喫煙防止対策の強化について(たたき台)」を発表しており、厚生労働省の発表と連動して記事も増えたことが示唆された。

また図2は、記事を内容によって肯定、否定、両論併記、その他に分けた記事数の時系列推移を示し

表1 分析対象記事の属性

		n = 182	
		記事数	%
文字数	1～500	77	42.3
	501～1,000	57	31.3
	1,001～1,500	23	12.6
	1,501～2,000	14	7.7
	2,001～	11	6.0
新聞面	社会	51	28.0
	総合	38	20.9
	政治	14	7.7
	二面	10	5.5
	内政	9	4.9
	三面	8	4.4
	国際	7	3.8
	経済	7	3.8
	一面	7	3.8
	オピニオン	6	3.3
	生活	6	3.3
	特別面/特集	6	3.3
	家庭	4	2.2
	その他	4	2.2
教育	3	1.6	
科学	2	1.1	

図1 記事数の時系列推移

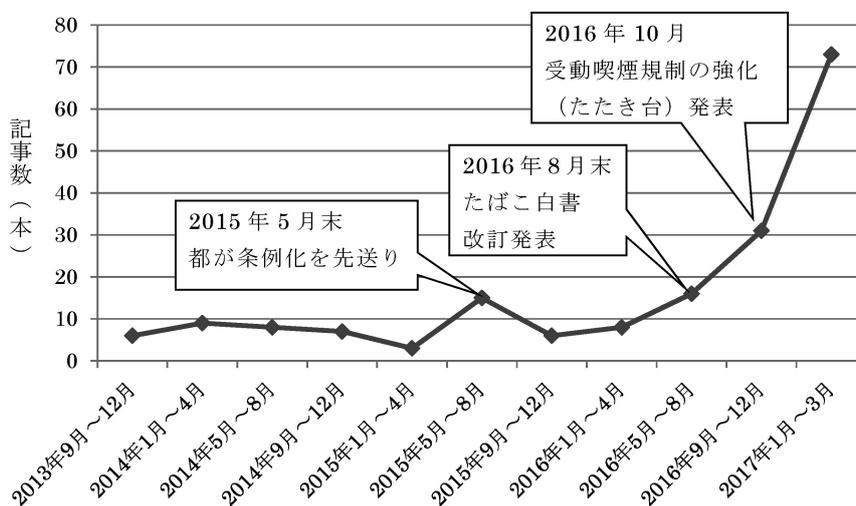
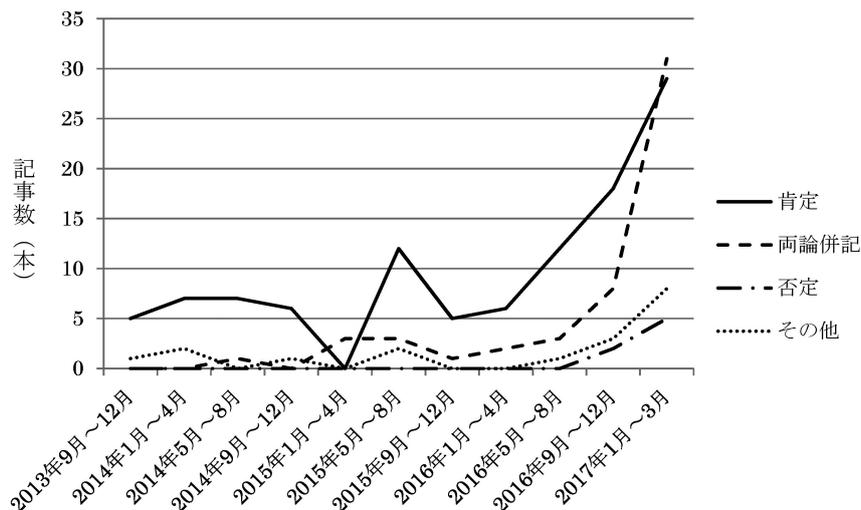


図2 記事数の時系列推移 (内容別)



ている。研究対象期間内ではほぼ一貫して肯定的記事が多いが、2016年10月に「受動喫煙防止対策の強化について (たたき台)」が発表された時期から両論併記の記事が増加していた。

### 3. 記事の内容

#### 1) 受動喫煙規制に肯定的な記載と否定的な記載の具体的な内容

分析対象とした182記事について、コーディング項目37個の記述統計を表2に示した。規制に肯定的な記載は、国や都・議員や医師会等団体の受動喫煙規制を目指す動きの報道や、海外で実施されている受動喫煙規制の取り組みなど事実の報道が108件と多く見られた。また、受動喫煙による健康影響が46件、受動喫煙による推計死者数25件など科学的根拠を持つ記載も計90件と多かった。

肯定的意見の主張者は医療系専門家が29件と最も多く、記事を書いた記者(14件)、医師会等団体(11件)、政治家(10件)と続いていた。主張の内容は「妊婦や子ども、がん患者の健康が大事」(3件)、「例外を設けるのは望ましくない」(2件)、「医療費削減につながる」、「喫煙室を作る費用がかかるのであればいっそ作らず禁煙にするのが良い」、「国民の7割が賛成しているから」、「自助努力では禁煙達成は難しいため法整備が必要」、「国際的な標準に合わせるべき」、「国民の8割を超える非喫煙者の健康が喫煙者の喫煙の自由よりも大事である」(各1件)であった。

規制に否定的な記載は事実の報道が12件で、すべて議員・団体の動きに関する報道であった。また科学的根拠をもつ記載は見られなかった。意見の主張者は政治家が23件と最も多く、飲食店・宿泊施設(20件)、たばこ関連団体、その他の団体(各6件)

と続く。主張の内容は屋内禁煙による客離れ・売り上げの減少への危惧が35件と最も多く、喫煙室の確保が難しい(12件)、分煙で対応すべき、店の自主性や多様性を尊重すべき(各11件)と続いた。また、コーディング項目「その他」に含まれていた内容は「緩和ケア病棟では規制すべきでない」(3件)、「ストレス解消で仕事はかどる」、「たばこ税収に多大な影響が出る」、「路上喫煙防止条例がある地区では屋内外で喫煙できなくなる」、「職場が禁煙になると喫煙できる場所がなくなる」、「皆が共存できる穏やかで思いやりのある社会にすべき」(各1件)であった。

#### 2) 規制に対して肯定的・否定的・両論併記の記事数

記事数の内訳はそれぞれ肯定的107(58.8%)、否定的7(3.8%)、両論併記50(27.5%)、その他18(9.8%)であった(表3)。その他の記事とは「法案改正調整が難航しそうである」、「法案改正には多くの例外が浮かんでいる」、「例外を認めることにしたが反発も予想される」、「受動喫煙対策を求める声が高まっているが現状では対策が進んでいない」といった否定と言いきれない曖昧な内容や、神奈川県受動喫煙防止条例の現状報告、都知事選挙候補者の受動喫煙対策の見解に関する記事等であった。

また社説記事は19本あり、その内訳は肯定的11、否定的0、両論併記8であり、両論併記8本のうち6本が否定意見への反論を含んでいた(表4)。

#### 3) 両論併記の記事における否定意見への反論

両論併記50記事のうち否定意見への反論を含むものは14記事(28%)であり、「屋内禁煙にすることで飲食店等の売上が減る」という主張に対して「屋内禁煙による経済的悪影響はない」という研究結果

表2 コーディング項目の記述統計結果

		記事数 n = 182
事実の報道	国・都・議員の規制への動き	71
	医師会等団体の動き	15
	海外の受動喫煙防止の取り組み	13
	飲食店の動き	5
	企業・大学の動き	4
肯定的記載 意見の主張者	医療系専門家	29
	記者	14
	医師会等団体	11
	政治家	10
	個人	7
	国の協議会	6
	飲食店	4
	主張の内容	11
たばこ白書の内容	受動喫煙の健康への影響	46
	受動喫煙による死者数	25
	科学的根拠 屋内禁煙による経済影響はみられないという報告	13
	屋内禁煙による疾病リスク減少の海外報告	6
	日本の受動喫煙対策は世界で最低レベルである	26
	現在は受動喫煙防止対策は努力義務である	26
	分煙・喫煙室では受動喫煙を防止できない	18
	喫煙室は従業員への影響がある	12
	受動喫煙者の割合	7
	事実の報道	議員・議員団体の動き
科学的根拠		0
否定的記載	政治家	23
	飲食店・宿泊施設	20
	意見の主張者 たばこ関連団体	6
	その他団体	6
	個人	3
	医療系専門家	1
	客離れ・売上減少	35
	喫煙室の確保が難しい	12
	分煙で対応すべき	11
	主張の内容 店の自主性や多様性を尊重すべき	11
強制や罰則が良くない	7	
喫煙者の権利・自由	4	
その他	8	

※n = 182には肯定的記載、否定的記載のどちらのコーディング項目も含まない記事も含む。

※「受動喫煙者の割合」は肯定的・否定的のいずれでもないコーディング項目として独立。

表3 記事数の内訳

		n = 182	
記事の種類	記事数	%	
肯定的	107	58.8	
両論併記 (反論あり)	14	7.7	
両論併記 (反論なし)	36	19.8	
否定的	7	3.8	
その他	18	9.8	

表4 社説記事の内訳

		n = 19	
記事の種類	記事数	%	
肯定的	11	57.9	
両論併記 (反論あり)	6	31.6	
両論併記 (反論なし)	2	10.5	
否定的	0	0	
その他	0	0	

や報告を根拠とする反論が10件、「分煙で対応すれば良い」という意見に対して「分煙や喫煙室では受動喫煙防止の効果はなく、従業員の健康も守れない」という反論が5件あった。また「日本は屋外での喫煙規制が厳しく、屋内禁煙により屋外でも屋内でも喫煙できる場所がなくなってしまう」という主張に対して「実際に屋外禁煙を制定しているのは港区だけである」という反論が1件あった。

#### 4) 行政側が発表した内容の報道への反映

喫煙の健康影響に関する検討会報告書(たばこ白書)より受動喫煙に関する記載を抜き出し、設定したコーディング項目のうち「受動喫煙の健康への影響」が46件と最も多くの記事に見られた。「日本の受動喫煙対策は世界で最低レベルである」、「現在は受動喫煙防止対策は努力義務である」(各26件)、「受動喫煙による推定死者数」(25件)、「分煙・喫煙室では受動喫煙を防止できない」(18件)、「屋内禁煙による経済影響はない」(13件)、「喫煙室は従業員への影響がある」(12件)と続いた。

## IV 考 察

### 1. 本研究の示唆

#### 1) 記事数の推移

受動喫煙に関する行政の動きや発表と連動して新聞による報道が増えたことが示唆された。とくに2017年以降は、1月～3月の3か月間で73件と大幅に増加していたが、これは同年3月の飲食店を原則禁煙とする法案公表にむけての厚生労働省の動きに関する記事が増えたことと、それに伴う受動喫煙対

策に関する関心の高まりから報道が増えたと考えられる。新聞報道による議題設定効果(4)を考慮すると、急激な報道の増加そのものが、社会における受動喫煙対策に関する議論と関心の高まりに影響を与えてきた可能性がある。

## 2) 肯定的な記事と否定的な記事の記載内容

受動喫煙規制に肯定的な内容を報道する記事は、全体の半数以上を占め、国や団体の実際の動きに関する報道や科学的根拠をもつ記載が多く、それらの記載があった上でさらに受動喫煙規制を後押しする目的で、専門家等の意見が引用されていると考えられた。否定的な記載は科学的な根拠を持つ記載はなく、規制に反対している者とその具体的な主張が主要内容となっているものが多かった。肯定的な記事では死者数等の統計的なエビデンスが報道されているのに対し、否定的な記事では個人のナラティブな主張が多く報道されている点で違いが見られた。現在のところ、統計的なエビデンスは受け手の態度に、ナラティブなエビデンスは受け手の意図に影響を与える傾向が示されているものの<sup>17)</sup>、統計的エビデンスとナラティブなエビデンスの影響力の違いについてまだ定まった知見が得られているとはいえない<sup>13)</sup>。後述するように、エビデンスの種類の違いを含め、受動喫煙規制に関する新聞記事が読者の認知に与える影響を検証することは、今後の研究課題であろう。

## 3) 否定意見への反論を含む両論併記の記事

説得力の高いメッセージの提示方法については、反論ありの両論併記が最も説得力が高く、次に一面提示が続き、反論なしの両論併記が最も説得力が小さいと報告されている<sup>14)</sup>。

両論併記の記事のうち否定意見への反論を含む記事は3割弱であったが、このような記事は最も読み手への説得力が高いと考えられる。

否定意見への反論は大きく分けて2つであり、「屋内禁煙による飲食店等への経済的悪影響はない」という内容と「分煙や喫煙室では受動喫煙防止の効果はなく、従業員の健康も守れない」という内容であった。これらの記載はいずれもたばこ白書に明示されている内容であり、受動喫煙規制に対する否定意見への反論において、行政が発表した報告書の内容が引用されていることが示唆された。一方で「喫煙者の自由、店の自主性や多様性を尊重すべき」という意見に対しての反論と捉えられる記載は見られなかった。このような意見に対する反論は、おのずと反論者の信条に負うところが大きくなるが、それは報道の中立性を重視する新聞の倫理観と矛盾する。「喫煙者の自由、自主性、多様性の尊重」に対

する新聞の反論が見られなかったのは、そのためかもしれない。

ただし、社説記事に限ってみると、全19本のうち規制に肯定的な記事が11本あり、さらに6本が否定意見への反論を含む両論併記であった。社説記事は、記者の視点に基づく内容のある程度の分量で伝える記事であり、読者に記者の意見を直接伝えるという側面を持つ。このような社説においては、記者は受動喫煙の規制に肯定的な意見を表明し、説得力があると考えられる反論を含む両論併記の記事も約3割で認められた。あくまで新聞報道は正確かつ公正なものでなければならず、記者個人の立場や信条に左右されてはならないが、もし新聞が受動喫煙規制に対する肯定意見を主張するのであれば、記者の意見を含むことのある社説記事を通じて、反対意見への反論を含む両論併記を行いつつ主張することが望ましいかもしれない。

## 4) たばこ白書の内容と記事内容の比較

たばこ白書に記載されている受動喫煙に関する内容のうち、健康影響に関する内容が最も多く新聞記事にも反映されていたが、たばこ白書改訂発表後(2016年8月31日~2017年3月31日)に健康影響について報じる記事は22件であった。たばこ白書改訂発表後の対象記事は全107記事であり、改訂発表後に健康影響に関する内容を含む記事の割合が増えたということはなかった。つまり、厚生労働省の報告書発行が新聞報道の内容に影響を与えていなかった可能性が示唆された。厚生労働省の発信する科学的根拠に基づく公衆衛生情報を、メディアを通じて市民に届けるという目的においては、報告書等を発表する側がプレスリリースの際、メディアにより効果的に報道してもらうには情報をどう伝えればよいかという視点を持つことも重要であると考えられる。

また「屋内禁煙により疾病リスク減少が見られた」という海外での研究結果は、新聞記事では取り上げられる数が少なかったが、今回の分析では記載がなかった「喫煙者の自由、店の自主性や多様性を尊重すべき」などの否定意見への反論として主張できる内容であると考えられる。

## 2. 今後の課題

本研究は新聞で報道された記事の内容分析であり、どのような内容がいつ、どのくらい報道されたのかを明らかにするには有効な手法であるが、これらの報道が読み手にどのような影響を与えたのかを示すものではない。今後、実際にこのような報道の内容が読み手にどのように認知され、影響を与えたかについて、人々を対象にした質問紙調査などにより検討していく必要がある。

## V 結 論

受動喫煙規制に関する新聞記事は、規制に肯定的な内容の一面提示が最も多く、最も読み手への説得力が高いとされる否定意見への反論を含む両論併記の記事は少数であった。しかし、社説においては両論併記の記事が一定数認められた。もし新聞が受動喫煙規制に対して賛成なり反対なり何らかの立場を持つのであれば、社または記者の意見を述べる社説において、反対意見への反論を含む両論併記を行えば、社説の影響力が高まるかもしれない。新聞報道は中立・公正を旨とするものではあるが、公衆衛生の立場からはそのような報道は期待されるものであろう。

受動喫煙規制に対する反対意見のうち、喫煙者の自由や飲食店の自主性および多様性を尊重すべきという意見に対しての反論は、十分に報道されていない。屋内禁煙による売上減少を危惧する飲食店や、分煙で対処するべきという政治家等の主張に対しては、行政側の報告書「たばこ白書」の意図内容を反映したと同様の反論が報道されていた。しかし、たばこ白書の発行が新聞報道の内容に影響を与えていない可能性も見え、公衆衛生行政から新聞報道に対する働きかけの課題が示唆された。

本研究は平成29年度文部科学省科学研究費補助金基盤研 (B) (課題番号16H05211) の助成を受けて実施した研究の一部であり、開示すべきCOI状態はない。

(受付 2018.1.17)  
(採用 2018.8. 1)

## 文 献

- 1) 喫煙の健康影響に関する検討会, 編. 喫煙と健康: 喫煙の健康影響に関する検討会報告書. 2016. <https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000135586.html> (2018年8月16日アクセス可能).
- 2) 厚生労働省. 平成25年国民健康・栄養調査報告. 2015. <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/eiyou/h25-houkoku.html> (2018年8月16日アクセス可能).
- 3) 厚生労働省. 受動喫煙防止対策の強化について (たたき台). 2016. <https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkoukyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/0000140971.pdf> (2018年8月16日アクセス可能).
- 4) 岡林春雄. メディアと人間: 認知的社会臨床心理学からのアプローチ. 東京: 金子書房. 2009; 67-69.
- 5) 読売新聞社. 読売新聞のメディアデータ (販売部数, 発行エリア, 読者データなど). <https://adv.yomiuri.co.jp/mediadata/> (2018年8月16日アクセス可能).
- 6) 朝日新聞社. 朝日新聞媒体資料 DATA FILE 2017. [https://adv.asahi.com/adv/other/ad\\_info/media\\_kit/DATA\\_FILE\\_2017\\_PDF.pdf](https://adv.asahi.com/adv/other/ad_info/media_kit/DATA_FILE_2017_PDF.pdf) (2017年12月1日アクセス可能).
- 7) 毎日新聞社. 毎日新聞の配布エリアと販売部数. <http://macs.mainichi.co.jp/now/media01/index.html> (2017年12月1日アクセス可能).
- 8) 総務省情報通信政策研究所. 平成27年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査〈概要〉. 2016. [http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2016/01\\_160825mediariyou\\_gaiyou.pdf](http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2016/01_160825mediariyou_gaiyou.pdf) (2018年8月16日アクセス可能).
- 9) 宮脇梨奈, 石井香織, 柴田 愛, 他. 新聞に掲載されたがん予防関連記事の内容分析. 日本公衆衛生雑誌 2017; 64(2): 85-94.
- 10) Fishman J, Ten Have T, Casarett D. Cancer and the media: how does the news report on treatment and outcomes? Arch Intern Med 2010; 170(6): 515-518.
- 11) Reinard JC. The empirical study of the persuasive effects of evidence: the status after fifty years of research. Hum Commun Res 1988; 15(1): 3-59.
- 12) Allen M, Preiss RW. Comparing the persuasiveness of narrative and statistical evidence using meta-analysis. Commun Res Rep 1997; 14(2): 125-131.
- 13) Winterbottom A, Bekker HL, Conner M, et al. Does narrative information bias individual's decision making? A systematic review. Soc Sci Med 2008; 67(12): 2079-2088.
- 14) O'Keefe DJ. How to handle opposing arguments in persuasive messages: a metaanalytic review of the effects of one-sided and two-sided messages. In: Roloff ME, editor. Communication Yearbook 22. Thousand Oaks, CA: SAGE Publications. 1999; 209-249.
- 15) Eckler P, Rodgers S, Everett K. Characteristics of community newspaper coverage of tobacco control and its relationship to the passage of tobacco ordinances. J Community Health 2016; 41(5): 953-961.
- 16) He S, Shen Q, Yin X, et al. Newspaper coverage of tobacco issues: an analysis of print news in Chinese cities, 2008-2011. Tob Control 2014; 23(4): 345-352.
- 17) Zebregs S, van den Putte B, Neijens P, et al. The differential impact of statistical and narrative evidence on beliefs, attitude, and intention: a meta-analysis. Health Commun 2015; 30(3): 282-289.

## Content analysis of newspaper reports on passive smoking regulations in Japan

Nagako MACHIDA\*, Hirono ISHIKAWA\*, Masafumi OKADA\*, Mio KATO\*,  
Tsuyoshi OKUHARA\* and Takahiro KIUCHI\*

**Key words** : passive smoking regulations, newspaper reports, content analysis

**Objectives** Ever since Tokyo was awarded the privilege to host the 2020 Olympic Games, the Japanese Ministry of Health, Labour, and Welfare has worked toward implementing a ban on passive smoking. This study examined the present situation of passive smoking in Japan, and the coverage of passive smoking regulations in newspaper reports, based on a content analysis. This was followed by a comparison with the contents of the “White Paper on Tobacco,” published by the Japanese Ministry of Health, Labour, and Welfare in August, 2016.

**Methods** In total, 182 articles published from September 7, 2013 to March 31, 2017 were collected from three major newspapers based in Tokyo (Asahi, Yomiuri, and Mainichi). The article search criteria included the presence of the following keywords in the title or main text: “passive smoking OR entire surface smoking cessation OR indoor smoking OR indoor smoking cessation OR smoking cessation in the site OR smoking cessation in the building.” Online posts and articles that did not focus mainly on the regulation of passive smoking were excluded. The 37 coding categories that were developed were classified either as positive or negative (with respect to coverage of passive smoking regulations). The assessment of passive smoking in the White Paper on Tobacco informed the coding categories, to allow the evaluation of the extent to which the contents of the White Paper were reflected in newspaper reports.

**Results** Among the 182 articles examined, 107 addressed only the positive aspects of the regulations, while 7 addressed only the negative aspects. Further, 50 articles addressed both positive and negative aspects, while 18 addressed neither. Among those addressing both positive and negative aspects, 14 (28%) included counterarguments to the negative comments, which consistently reflected the contents of the White Paper on Tobacco.

**Conclusions** Majority of the articles reported only on the positive aspects of the regulations. Persuasive articles that presented both the positive and negative aspects of the issue, which included counterarguments to the negative opinions, were scarce. However, such articles were found to some degree in the editorials of newspapers. The influence of such editorials may increase if newspapers include the pros or cons of this issue, and present counterarguments. Additionally, some topics were not reported sufficiently. Thus, problems were observed in the newspaper reports regarding passive smoking regulations.

---

\* School of Public Health, Graduate School of Medicine, The University of Tokyo